

[別表 2]

自律安全確認対象電気用品の細部範囲（第 3 条関連）

分類(群別)	品目名	細部範囲
1. 電線及び電源コード	対象なし	
2. 電気機器用スイッチ	電気機器用制御装置	①温度調節器 ②温度過昇防止装置 ③サーミスタ ④自動圧力スイッチ ⑤タイマー及びタイムスイッチ ⑥電気駆動モーター起動リレー ⑦エネルギーレギュレータ
	備考) 機械・器具に取り付けられる特殊構造のもの、及び防爆型のものを除く。	
3. 電源用キャパシター及び電源フィルター	対象なし	
4. 電気設備用付属品及び連結部分	対象なし	
5. 電気用品保護用部品	対象なし	
6. 絶縁変圧器	ガ. 高周波ウェルダ ー	①高周波ウェルダ
	ナ. 電気溶接機	①電気溶接機 ②拳銃型アーク接着機
	備考) 定格容量 5kVA 以下のものであって、機械器具に取り付けられる特殊構造のものを除く。	
7. 電気機器	ガ. 果物皮むき機	①果物皮むき機
	ナ. ジャガイモ皮むき機	①ジャガイモ皮むき機
	ダ. 電気精米機	①電気精米機
	ラ. 電気パン切り機	①電気パン切り機
	マ. 電気溶解器	①ワックス溶解器 ②チョコレート溶解器 ③パラフィン溶解器
	バ. 愛玩動物沐浴器	①愛玩動物沐浴器

サ. 理美容機器	①電気髪ブラシ ②毛髪乾燥機 ③シャンプー機器 ④毛髪加湿器 ⑤つめ磨き機 ⑥皮膚管理機 ⑦電気ひげそり機 ⑧電気バリカン ⑨顔面サウナ機 ⑩低周波刺激機 ⑪光線照射機 ⑫超短波刺激機 ⑬高周波刺激機 ⑭超音波刺激機 ⑮パラフィン浴槽 ⑯複合刺激機 ⑰四肢圧迫循環装置 ⑱レーザー照射機 ⑲医療用吸入器 ⑳空圧噴射グラインダー
ア. 電気酒類熟成器	①電気酒類熟成器
ジャ. 電気時計	①電気時計
チャ. 赤外線・紫外線放射皮膚管理機	①赤外線放射皮膚管理機 ②紫外線放射皮膚管理機
カ. 電気イス及び電動ベッド	①電気理髪用いす ②電動ベッド ③電気温熱いす
タ. コンプレッサー	①コンプレッサー
パ. 電気温水マット	①電気ボイラー ②電気温水マット及び電気温水ベッド
ハ. 口腔清潔器	①電動歯ブラシ ②口腔洗浄器
グ. 電気噴水機	①電気噴水機
ス. 投影機	①スライド投影機 ②フィルムストリップ投影機 ③OHP ④フィルム投影機
ドウ. 害虫退治機	①害虫退治機 ②電気捕虫機
ル. 電気集塵機	①電気集塵機
ム. 搾油機	①搾油機
ブ. サービス機器	①電気光沢機 ②手荷物保管器 ③紙幣交換機 ④硬貨交換機
ス. 電気エアカーテン	①電気エアカーテン
ウ. ファンコイルユニット (fan coil unit)	①ファンコイルユニット (fan coil unit)

ジュ. 排熱回収換気装置	①排熱回収換気装置	
チュ. ゲーム器具	①レーザー射撃機器 ②運転シミュレーションゲーム器具 ③人形捕り ④ダーツ板 ⑤バスケットゲーム機 ⑥その他ゲーム機	
ク. 電動型ロールスクリーン	①電動型ロールスクリーン	
トゥ. 電気燻蒸機	①電気燻蒸殺虫機 ②電気芳香拡散機	
プ. 水道凍結防止機	①水道凍結防止機	
フ. 毛玉除去機	①毛玉除去機	
ゴ. 酸素イオン発生器	①酸素イオン発生器	
ノ. 電気浄水器	①電気浄水器 ②電気イオン水器	
ド. 超音波洗浄機	①超音波洗浄機 ②果実野菜洗浄機	
ロ. 新芽及びモヤシ栽培器	①新芽及びモヤシ栽培器	
モ. 電気作動ドアロック	①電気作動ドアロック	
ボ. 電気ヘルス器具	①電気ヘルス器具	
ソ. 電動機	①単相電動機 ②かご型誘導電動機（出力が 3kW 以下のもの）	
オ. その他(ガ) 目から (ソ) 目までの機器と類似する機器		
備考) 定格入力が 10kW 以下のものに限る。ただし、次のいずれか一つに該当する場合を除く。 1. 防爆型のもの 2. 電気マット、電気お灸、顔面サウナ機、赤外線・紫外線放射皮膚管理機、電気マッサージ機、電気スチームサウナ機、半身浴槽及び足浴槽のうち、「医療機器法」第 2 条第 1 項による医療機器であるもの		
8. 電動工具	対象なし	
9. オーディオ・ビデオ応用機器	ガ. テレビジョン受像機	①テレビジョン受像機
	ナ. 映像モニター	②映像モニター
	ダ. ビデオテーププレーヤー	①ビデオテーププレーヤー
	ラ. ビデオカメラ	①ビデオカメラ
	マ. チューナー	①チューナー
	バ. 編集機	①編集機
	サ. ディスクプレーヤー	①ディスクプレーヤー
	ア. ラジオ受信機	①ラジオ受信機
	ジャ. アンプ	①アンプ ②アンプ内蔵型スピーカー
	チャ. レシーバー	①レシーバー

	カ. 音声記録計	①音声記録計
	タ. 音声プレーヤ	①音声プレーヤ
	パ. オーディオシステム	①オーディオシステム
	ハ. 電子楽器	①電子楽器
	グ. 衛星放送受信機	①衛星放送受信機
	ヌ. ビデオゲーム器具	①ゲーム器具（テレビジョン受信機に接続して使用し、若しくはブラウン管、液晶表示装置又はプラズマ表示装置を持つ構造のものに限る）
	ドゥ. ビデオホーン	①ビデオホーン（「電気通信基本法」第 33 条の規定による型式承認対象機器を除く）
	ル. TV 映像プロジェクター	①TV 映像プロジェクター
	ム. 音質調整機	①音質調整機 ②イコライザー
	ブ. オーディオプロセッサー	①オーディオプロセッサー
	ス. 信号変換装置	①AD/DA 変換装置
	ウ. 音声分配器	①音声分配器
	ジュ. コンプレッサーゲート	①コンプレッサーゲート
	チュ. 電子時計	①電子時計
	ク. CCTV カメラ	①CCTV カメラ
	トゥ. 映像伝送機	①映像伝送機
	プ. 映像受信機及び変換機	①映像受信機及び変換機
	フ. 映像記録計	①映像記録計
	ゴ. A/V 信号受信機	①A/V 信号受信機
	ノ. 映像プロセッサー	①映像プロセッサー
	ド. CATV 放送受信機	①CATV 放送受信機
	ロ. オーディオ及びビデオ学習機	①オーディオ及びビデオ学習機
	モ. ターンテーブル	①ターンテーブル
	ボ. モジュレーター	①モジュレーター
	ソ. その他(ガ)目から(ボ)目までの機器と類似する機器	
	備考) 1. 機械器具類に取り付けられる特殊構造のものを除く。	
10. 情報・事務機器	ガ. モニター	①モニター
	ナ. プリンター	①プリンター（定格入力が 600W 以下のものに限る。バーコード、領収証、通帳、プロッタ、ラベル、グラフィック専用のものを除く）
	ダ. プロジェクター	①プロジェクター
	ラ. スキャナー	①スキャナー
	マ. 紙幣計数機	①紙幣計数機
	バ. 電子はかり	①電子はかり

	サ. 金銭登録機	①金銭登録機
	ア. 語学実習機	①語学実習機
	ジャ. 文書細断機	①文書細断機
	チャ. 穴あけ機	①穴あけ機
	カ. 裁断機	①裁断機
	タ. 製本機	①製本機
	パ. 電子黒板及びボード	①電子黒板及びボード
	ハ. 硬貨計数機	①硬貨計数機
	グ. ワープロ	①ワープロ
	ヌ. 電気字消器	①電気字消器
	ドゥ. 実物画像機	①実物画像機
	ル. 立体映像機	①立体映像機
	ム. その他(ガ)目から(ル)目までの機器と類似する機器	
	備考)	
	1. 機械器具類に取り付けられる特殊構造のものを除く。	
11. 照明機器	ガ. 蛍光ランプ用スターター	①ランプ用グロースターター ②ランプ用電子式スターター
	ナ. 白熱灯器具	①白熱灯器具・電気スタンド(照光機がない構造のもの) ②シャンデリア ③投光照明灯
	ダ. 放電ランプ	①蛍光ランプ ②無電極ランプ ③水銀ランプ ④メタルハライドランプ ⑤ナトリウムランプ ⑥カラーランプ
	ラ. その他照明器具	①クリスマスツリー用照明器具 ②非常照明器具 ③充電式携帯電灯
	マ. その他ランプ	①白熱電球 ②LED ランプ ③ハロゲン電球